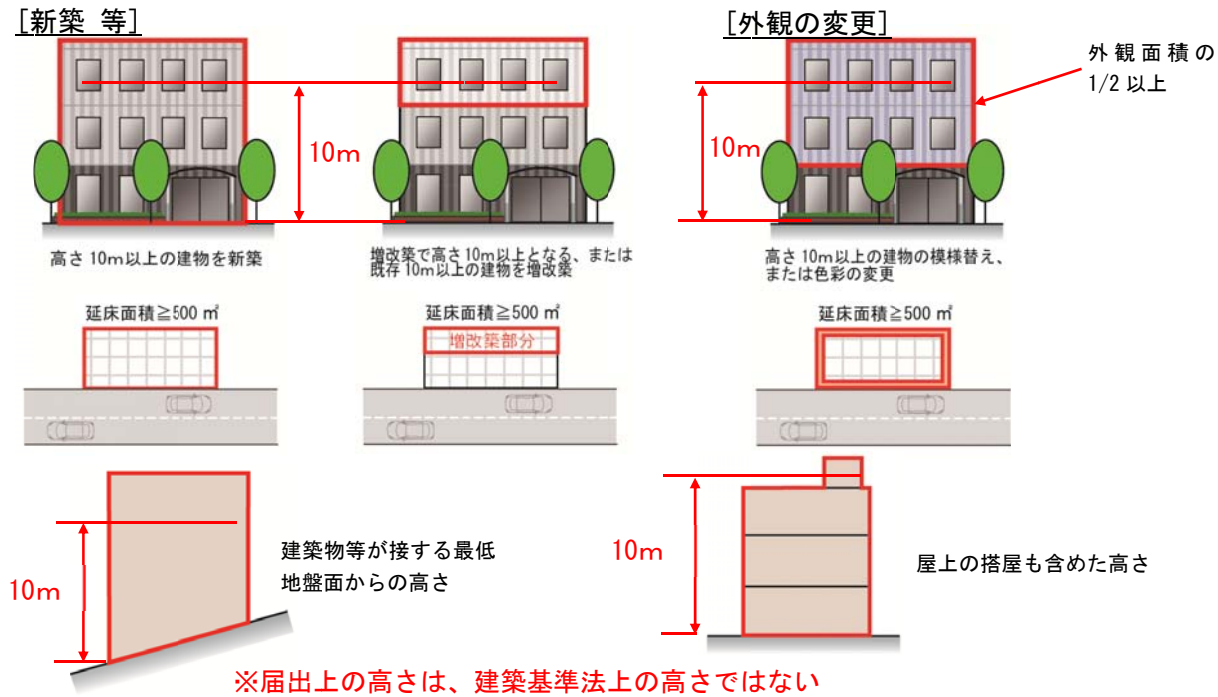


# 【本巣市景観計画 届出対象行為】

景観に影響を与えると考えられる行為のうち、一定の規模を超えるものが届出の対象となります。届出対象行為の種類・規模は、以下のとおりです。

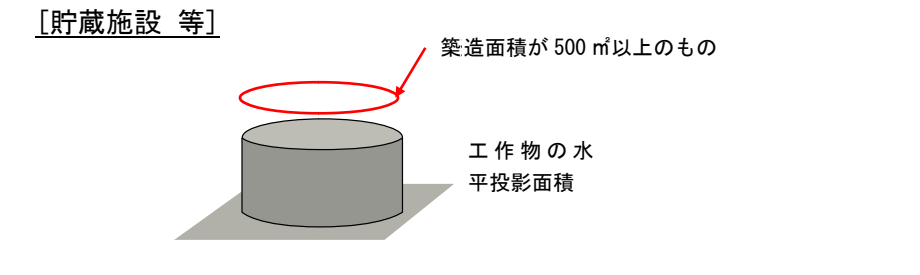
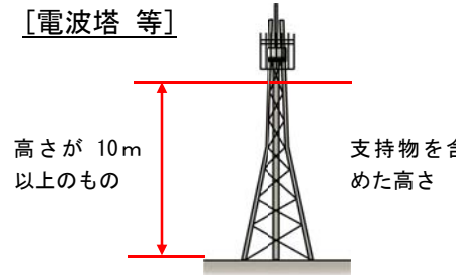
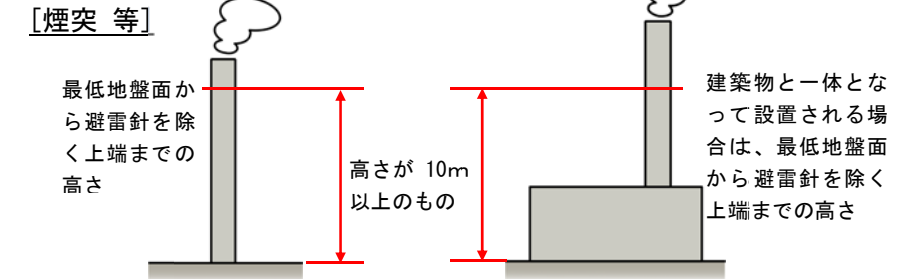
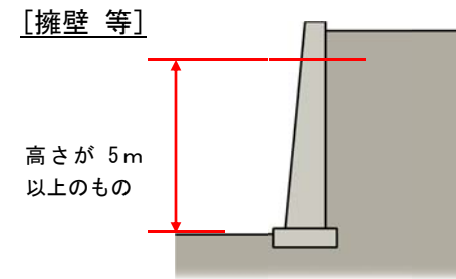
## ①建築物の建築等

行為の種類	届出対象
新築、増築、改築、移転	延床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの又は高さが 10m（3 階建て相当）以上のもの
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の 1/2 以上のもの



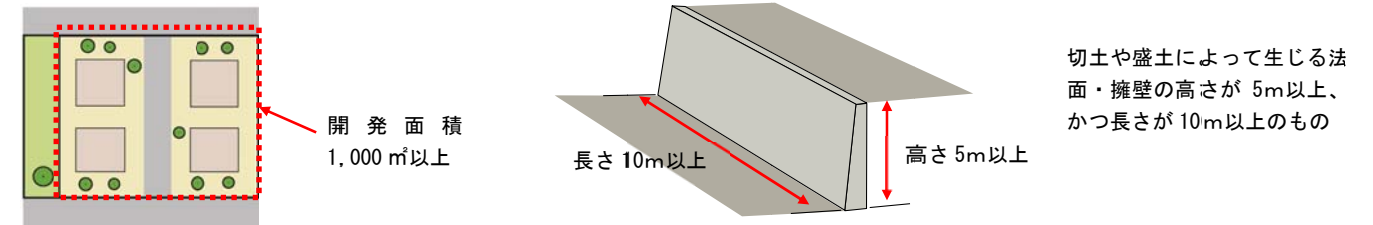
## ②工作物の建築等

行為の種類	届出対象
擁壁、垣（生垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもの	高さが 5m 以上のもの
彫像、記念碑その他これらに類するもの	建築物等が接する最低地盤面からの高さ 10m 屋上の搭屋も含めた高さ
煙突、排気塔その他これらに類するもの	
鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
自動車車庫の用に供する立体的な施設	建築面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの又は高さが 10m 以上のもの
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の 1/2 以上のもの



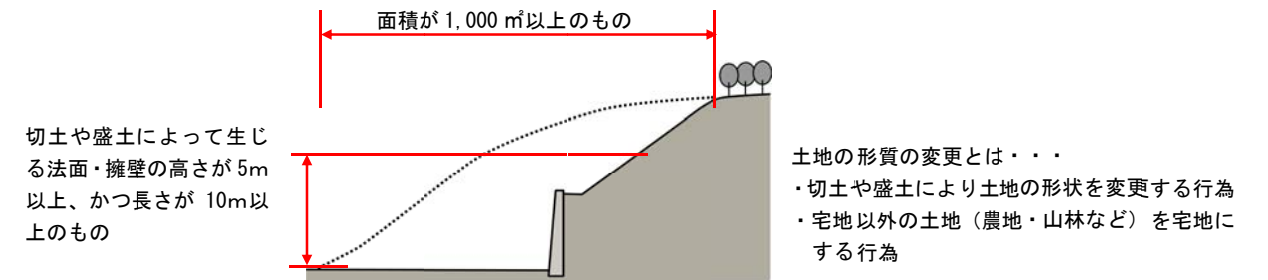
## ③開発行為

行為の種類	届出対象
開発行為	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの又は高さが 5m 以上、かつ長さが 10m 以上となる法面、擁壁を生じるもの



## ④土地の形質の変更

行為の種類	届出対象
土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの、又は高さが 5m 以上、かつ長さが 10m 以上となる法面、擁壁を生じるもの



## ⑤屋外における物件の堆積

行為の種類	届出対象
屋外における物件の堆積	当該行為に係る期間が 60 日以上継続し、かつその用途に供する土地の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの

